**平成２７年（フ）第３１９号**
埼玉県上尾市原市中３丁目13番地１
債務者　石嶺　清昭
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第３２０号**
埼玉県上尾市原市中３丁目13番地１
債務者　石嶺　知子（旧姓松田）
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第３６１号**
さいたま市南区白幡５丁目１番28号　グリーンハイツ金幸902号
債務者　櫻井　優子
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第３９０号**
埼玉県川口市上青木５丁目20番３号　メゾンフォルテシモ205号
債務者　窪田　鉄兵
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第４３６号**
さいたま市西区三橋６丁目1701番地17　アーバンパレス21―103号室
債務者　齊藤ツイ子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第４４９号**
さいたま市緑区宮本２丁目３番地５　パストラル宮本105、旧住所さいたま市緑区大字三室2101番地19
債務者　大和　幸子
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１６６号**
埼玉県三郷市新和４丁目206番地２　花水木２番館Ｂ―１
債務者　長嶋　勝広
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２７年（フ）第１１２号**
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番24―56号
債務者　伊集院　寛
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第１１３号**
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町２番24―56号
債務者　伊集院順子
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２７年（フ）第１１０７号**
大阪府枚方市北楠葉町32番35―201号、前住所大阪府枚方市町楠葉２丁目２番２―26号
債務者　古川　　仁（旧姓堀井）
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１６６６号**
大阪市東住吉区杭全２丁目２番４号　Ｈ２Ｏ東住吉１番館601号
債務者　木下　綾二
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１７１２号**
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ３―206号
債務者　金川　健次
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第３号**
北海道稚内市宝来４丁目７番18―501号　道営住宅01Ａ
債務者　菊地　喜男
１　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月15日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月16日午前10時
旭川地方裁判所稚内支部

**平成２７年（フ）第７５０号**
横浜市磯子区杉田８丁目54番23号
債務者　北村　響介
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月16日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第１７２号**
静岡県袋井市豊沢94番地
債務者　池田　　聖
１　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２７年（フ）第１９４号**
静岡県袋井市青木町５番地　県営袋井団地３棟402号室、前住所静岡県袋井市深見2163番地の２
債務者　金澤　睦夫
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係